



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜



みんなの安心保険

あいちの「SONAE」^{そなえ}

損保ジャパン日本興亜は、愛知県と「地方創生に関する包括協定」を締結しています。

積立傷害保険

満期時年齢が
満70歳
までの方を対象とした
積立型のケガ
の保険です。

満期時にはうれしい
満期返れい金
がお手元に。



©JAPAN-DA



名古屋城

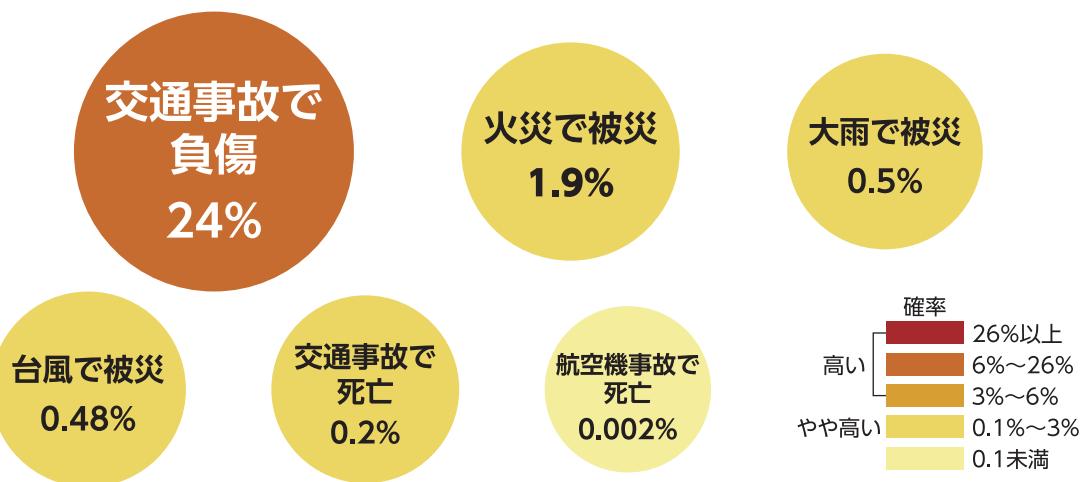
愛知県民のみなさまご存知ですか?

通常の傷害保険*では地震などの天災によるケガは補償されません!!

交通事故と同じように地震に対しても『身近な危険』として、日頃の備えが重要です!!

*天災危険補償特約をセットしない傷害保険

■ 今後30年以内に自然災害・事故などにあう一般的な確率



自然災害・事故に比べて、地震が発生する確率はかなり高くなります。

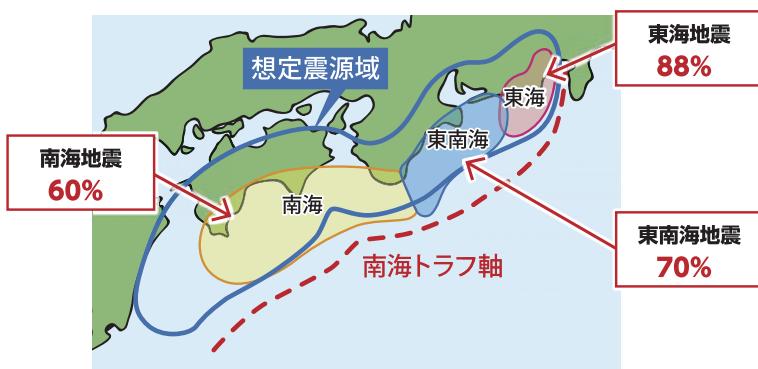
■ 巨大地震は繰り返し起きている?

この100年間に、日本では、関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災という大規模な地震が3回も発生しています。歴史的に見て、これらの大きな地震は繰り返し発生しています。

例えば南海トラフでは、およそ100年程度の間隔で地震が発生しています。

南海トラフとは … 駿河湾から九州東方沖まで続く深さ約4,000メートル級の深い溝

今後30年以内に南海トラフで巨大地震が発生する確率



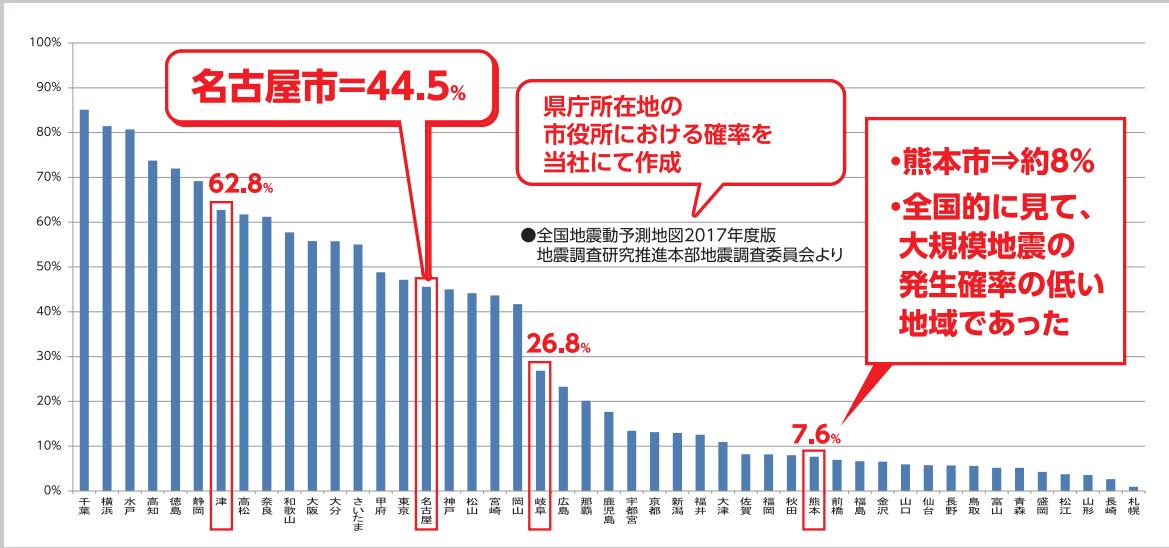
こんなに高い確率なんて、
いつ起きてても
おかしくないわね…
とても心配になるわ



*「発生する確率」であり、「被災する確率」ではありません。

【出典】内閣府HP(http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_genjou.pdf)

■ 今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率 (平均ケース・全地震)



内閣府 南海トラフ巨大地震の被害想定

(平成25.3.18公表)

- 平成25年3月18日に南海トラフ巨大地震の被害想定が内閣府より公表されました。
- 東北地方太平洋沖地震と比較して、大きな被害が予測されています。
- 中部管内各県においても人的被害が大きい想定です。

被害が最大となるケースと東北地方太平洋沖地震との比較

	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方不明者	建物被害 (全壊棟数)
東北地方太平洋沖地震	561km ²	約62万人	約18,800人	約130,400棟
南海トラフ巨大地震 (参考:2003年の東海・東南海・南海地震想定)	1,015km ² (一)	約163万人 (一)	約323,000人 (約24,700人)	約2,386,000棟 (約940,200人)
倍率	約1.8倍	約2.6倍	約17倍	約18倍

※出典:平成24年8月29日 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ公表資料

中部管内各県の想定死者数及び要救助者数

	愛知県	三重県	岐阜県	静岡県
各県で死者数が最大となるケースの死者数	約2.3万人	約4.3万人	約200人	約10.9万人
(上記のうち、津波による死者数)	(約6,400人)	(約3.2万人)	(一)	(約9.5万人)
各県で要救助者数が最大となるケースの要救助者数	約7.1万人	約3.4万人	約1,000人	約6.5万人
(上記のうち、津波による要救助者数)	(約2,700人)	(約1,400人)	(一)	(約8,000人)

※出典:平成24年8月29日 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ公表資料

自転車事故の事実、ご存知ですか？

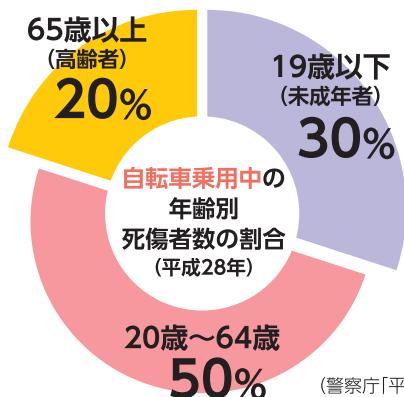
事実

およそ5分50秒に1件の割合で、**自転車事故が発生**しています。



平成28年には**自転車乗用中の交通事故が90,836件発生**。

また、死傷者数は**90,055人**と交通事故全体の死傷者数に占める割合は**14.4%**であり、歩行中の死傷者に比べ**約1.7倍と高い数値**を示しています。



(警察庁「平成28年中の交通事故の発生状況」および「平成28年における交通死亡事故の特徴について」から作成)

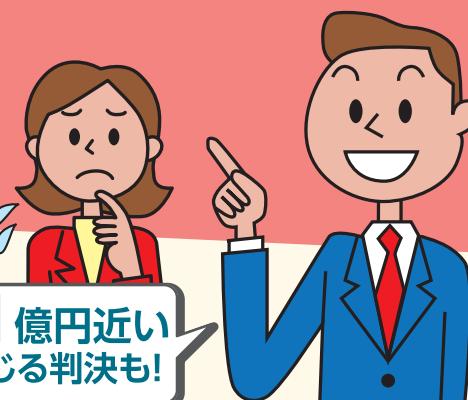


もしも事故を起こしてしまったら…

自転車が加害者となる事故が多発!
子ども(未成年)の加害事故、賠償責任は親に!

事実

自転車側に1億円近い高額賠償を命じる判決も!



自転車による事故では被害者になることもあります、加害者になることもあります。

もしも加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。

【自転車での加害事故例】

賠償額*	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で歩行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成19(2007)年4月11日判決)
4,746万円	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性(75歳)に衝突。女性は脳挫傷等で5日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成26(2014)年1月28日判決)

こんな金額
払えないわ…
どうすれば
いいの?



そんなときのために
事前に備えて
おけば
安心です!



*賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

(日本損害保険協会調べ)

『あいち』に潜むさまざまな危険に対する備えが充実、
将来の楽しみもふくらむ積立型傷害保険

愛知県民のみなさまオリジナルプラン そなえ あいちの「SONAE」

日々の生活のさまざまな危険に備えます！ おすすめする4つのポイント！

ポイント

1

国内外問わず大災害でのケガにも 24時間安心の備え

国内外を問わず、日常生活のケガはもちろん地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガについて補償できる天災危険補償特約がセットされています



ポイント

2

多発する自転車事故にも 示談交渉サービス付で 補償する安心の備え

国内外問わず他人のモノを壊したり、他人にケガを負わせてしまった場合に補償する個人賠償責任補償特約がセットされています。
安心の示談交渉サービス付【国内で発生した事故のみ】



ポイント

3

満期時にはうれしい 満期返れい金がお手元に、 将来のライフプランに安心の備え

保険期間が満了し保険料全額の払込みが終了している場合は、満期返れい金をお受け取りいただけます。保険金を何度も支払いしても、満期返れい金が減額されることはありません。



ポイント

4

身の回り品の破損や盗難を補償、 暮らしのリスクに対する安心の備え

買い物中に財布が盗まれた、旅行先でカメラを落とし壊してしまったなどの身の回り品の偶然な事故を補償します。住宅外で携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



満期時には、うれしい満期返れい金がお手元に

- 保険期間が満了^(※1)し、保険料全額の払込みが終了している場合は、満期返れい金をお受け取りいただけます。

(※1) 保険期間の終期までご契約が有効に存続することをいいます。以下同様とします。

- 保険金を何度もお支払いしても、満期返れい金が減額されることはありません。

ただし、補償の対象となるご本人の死亡保険金をお支払いした場合、または、同一保険年度^(※2)内に生じた事故で後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その事故が発生した時点での契約は終了し、満期返れい金はお支払いしません。

(※2) 保険年度とは、初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。

- ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする貸付制度があります。

例えば、旅行、ショッピング等楽しみが広がります。



温泉旅行



ゴルフ用品の購入

ケガに対する確かな備え

- 基本補償(ケガの補償)で支払われる保険金の種類

死亡保険金	事故の発生の日から 180日以内	死亡・後遺障害保険金額の全額	
後遺障害保険金	事故の発生の日から 180日以内	死亡・後遺障害保険金額	× 後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%)
入院保険金	入院1日目から補償	入院保険金日額	× 入院日数 1,000日限度
手術保険金		入院保険金日額	× 10倍(入院時)・5倍(外来時) (注)1事故につき1回の手術にかぎります。
通院保険金	通院1日目から補償	通院保険金日額	× 通院日数 30日限度(事故の発生の日から1,000日以内) (注)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。

- 基本補償の対象となる方の範囲

被保険者(保険の対象となる方)の範囲



個人型

本人

- 基本補償(ケガの補償)対象事故

普通傷害

日本国内および国外で生じた事故(交通事故やその他「急激かつ偶然な外来の事故」をいいます。以下同様とします。)によるケガが対象です(仕事中やスポーツ中の事故も対象となります。)。

お支払いの対象となる主な場合	普通傷害 天災によるケガ		ゴルフ中にケガ		油がはねてヤケド	
----------------	----------------------------	--	---------	--	----------	--

お支払いの対象とならない主な場合	<ul style="list-style-type: none">病気ピッケルなどを使用する山岳登攀、スカイダイビング等の危険なスポーツを行っている間に生じたケガ無資格運転・酒気を帯びた状態で運転をしている間に生じたケガむちうち症(医学的他覚所見のないもの)戦争・暴動(テロ行為を除きます。)等によるケガ脳疾患・心神喪失によるケガ犯罪行為・闘争行為等によるケガなど
------------------	--

暮らしの補償の確かな備え



個人賠償責任補償特約

国内・国外補償

示談交渉サービス付^(*)
<国内で発生した事故のみ>

日常生活中の偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。

(※)示談交渉サービスの詳しい内容については裏表紙の「示談交渉サービスについて」をご覧ください。



○ 例えばこのような場合にお支払いの対象となります

買い物中に商品を壊してしまった

飼い犬が他人に噛み付いた

自転車で歩行者にぶつかりケガをさせてしまった

子どもがボールで他人の家の窓を割った

✖ 例えばこのような場合はお支払いの対象となりません

職務遂行に起因

自動車運転中

犯罪行為・闘争行為

地震、噴火またはこれらによる津波



1. 同様の補償の加入がある場合は、補償が重複する可能性があるため、ご契約内容の見直しをおすすめします。
2. 記名被保険者によっては、被保険者の範囲が異なることがありますので、ご家族が別居された場合などは被保険者の範囲にご注意ください。



被害事故補償特約

国内・国外補償

犯罪・ひき逃げによる事故(被害事故)にあい、亡くなられたり重度の後遺障害を被られた場合、死亡保険金、後遺障害保険金のほかに、約款に基づき算出した損害額を保険金額を限度にお支払いします。(加害者からの賠償金等は差し引かれます。)



○ 例えばこのような場合にお支払いの対象となります

ひき逃げ事故にあい、重度の後遺障害を被られた

✖ 例えばこのような場合はお支払いの対象となりません

被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故

- (1)被保険者(保険の対象となる方)の配偶者
- (2)被保険者(保険の対象となる方)の直系血族
- (3)被保険者(保険の対象となる方)の3親等以内の親族
- (4)被保険者(保険の対象となる方)の同居の親族



携行品損害補償特約

国内・国外補償

偶然な事故により、被保険者(保険の補償を受けられる方)の居住する住宅外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。



〔ご注意〕 1保険年度ごとに携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。

乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。

○ 例えばこのような場合にお支払いの対象となります

買い物中に財布が盗まれた

旅行先でカメラを落とし壊してしまった

プレー中にゴルフクラブが折れた

✖ 例えばこのような場合はお支払いの対象となりません

置き忘れ・紛失

レンタル品、会社の備品

地震、噴火
またはこれらによる
津波による事故

以下の被保険者が所有する身の回り品はお支払いの対象となりません。

携帯電話・スマートフォン、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、ゴーカート、船舶、航空機、フレジットカード、プリペイドカード、サーフボード など

そなえ あいちの「SONAE」

積立傷害保険のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで損保ジャパン日本興亜がトータルにサポートします。
事故を担当する中部保険金サービス第一部には、各課に*『準サービス介助士』が在籍。
店頭には老眼鏡や筆談用メモなども配備して、万全の体制で事故対応をサポートします。

*『準サービス介助士』とは、高齢の人や障がいがある人を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いができる人のことです。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 個人賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

示談交渉サービスについて

個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

事故サポートセンター

◆おかげ間違いにご注意ください。

【受付時間】

24時間365日

0120-727-110

商品に関するお問い合わせ

このパンフレットは「積立傷害保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
みんなの安心保険「あいちのSONAE」は、積立傷害保険「THE ケガの積立保険」のペットホームです。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関） ◆おかげ間違いにご注意ください。

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続き実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」



0570-022808

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

【通話料有料】 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

<引受保険会社>

SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

<募集文書作成部署>

中部業務部

〒460-8551 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21

Tel: 052-953-3465

<担当営業店>

<お問い合わせ先><取扱代理店>